

諮問日：令和2年2月4日（令和元年度（最情）諮問第58号）

答申日：令和2年10月27日（令和2年度（最情）答申第28号）

件名：民事裁判起案の留意点についてどのような説明を行うことになっているかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「民事裁判起案の留意点について、どのような説明を司法修習生に対する講義で行うことになっているかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年12月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法修習生に対しては、毎年、導入修習が開始されて間もない時期に、民事裁判科目の起案（民事裁判即日起案）を行わせ、後日、その解説をするための講義を行っているところ、「民事裁判起案の留意点」は、その講義の当日に配布している資料である。

民事裁判科目の起案をするに当たっての留意点については、その講義を担当する教官が、配布した「民事裁判起案の留意点」を参照しつつ説明をしている

が、具体的にどのような説明をするかは各教官に委ねられており、また、各教官の間では、同資料を作成する過程等において、説明のポイントについて共通認識が形成されている。このようなことから、本件開示申出文書を作成又は取得すべき必要性はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年2月4日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月18日 審議
- ④ 同年10月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法修習生に対しては、導入修習が開始されて間もない時期に民事裁判の起案（民事裁判即日起案）を行わせており、「民事裁判起案の留意点」は、修習生による起案の後に、当該起案に関する解説が講義において行われるに際して配布し、担当教官がこれを参照しつつ説明するために作成されたものと認められる。そして、講義において担当教官が具体的にどのような説明をするかは各教官に委ねられており、また、各教官の間では、「民事裁判起案の留意点」を作成する過程等において、説明のポイントについて共通認識が形成されているとのことである。

このような「民事裁判起案の留意点」の作成過程及び利用のされ方のほか、その記載内容を踏まえて検討すれば、本件開示申出文書を作成し又は取得すべき必要性はないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子